３．虐待相談・通告後の対応及び支援の流れ（要対協調整機関：子育て支援課）

※印がある　　欄は子育て支援課が調整機関として行う業務

相談・通告の受理 ※

・主訴の聞き取り、虐待相談・通告受付票作成
・基礎調査

⇩

西濃子ども相談センター ←協議→ **受理会議 ※**

・初期対応を協議
・調査・情報の整理
・安全確認の方法の決定
・緊急性や重症度、専門性の判断

⇩

立入調査
一時保護

⇩

継続指導
児童福祉司指導

施設入所
里親委託

緊急性により送致 ⇔

初期調査・安全確認 ※

・家庭や園・学校に訪問し子どもの安全確認
・関係機関からの情報収集、共有等実施

⇩

支援方針会議 ※

・初期調査・安全確認の結果に基づき、緊急度・重症度の再確認
・支援方針を決定
・要対協による支援が必要かどうか検討

⇩

援助・介入
（子ども・家庭に関わる機関）

・家庭訪問、面接指導
・助言指導、継続指導

⇔

個別ケース会議
（子ども・家庭に関わる機関）

・関係機関による情報共有
・課題の明確化
・対応と役割分担
・今後の支援方法の確認
・次回会議開催予定の確認

⇕

実務者会議（関係機関の実務者）

・進捗管理（主担当機関の確認、支援経過の報告、支援の方向性の確認・助言、終結の判断）
・ケースの課題の更なる検討

⇕

終結

・実務者会議において終結を決定